

# 事務所だより 平成24年4月号

今月もよろしくお願いたします

安藤社会保険労務士事務所

## ご挨拶

こんにちは。ようやく春らしい陽気になってきましたね。今週あたりは桜が咲き始める時期ですので事務所の皆で花見でもできたらと考えています。2週間程度しかない貴重な時期ですので、思う存分アルコール？を片手に楽しい時間を過ごしたいと考えています。(笑)

さてこの4月から保険料率の改正があります。ひとつは、雇用保険料ですが、これまでの料率よりは若干下がり、従業員負担部分は、給与総額に対して5/1000(建設業は6/1000)になります。また、社会保険料についても協会けんぽ扱いについては、3月分より引き上げが行われています。変更後の社会保険料一覧については給与からの控除タイミングに合わせて、随時個別にご連絡させていただきます。

それでは今月もどうぞよろしくお願申し上げます。



安藤

## 職場の安全衛生管理体制は整備されていますか？

最近の労働基準監督署の調査においては、「労働時間」や「割増賃金」に関する指導が多いところですが、「安全衛生管理体制」についての指導が意外と多いことも見逃せません。

しかしながら、企業側としては、労働時間や割増賃金は労働者とトラブルになりやすい項目ということもあり、重点的に対策を講じている場合が多いのですが、安全衛生管理体制までは「なかなか手が回らない」という声をよく耳にします。

労働安全衛生法第3条及び労働契約法第5条にもあるとおり、企業は労働者の安全と健

康を確保するよう十分に配慮しなければなりません(安全配慮義務)。企業がこの義務を果たさず、労働災害を発生させた場合には、債務不履行に基づく民事上の損害賠償責任(民法第415条)が生じます。

ここで改めて、安全衛生管理体制について、特に中小企業向けの安全衛生に係るスタッフの種類を以下に列挙いたしますので、ご確認ください。

## 安全管理者

### 【職務内容】

設備や作業場所、作業方法等に危険がある場合の応急措置または適当な防止の措置

作業の安全についての教育及び訓練 等

### 【選任要件】

林業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む)、各種商品卸売業、各種商品小売業等 常時使用する労働者が50人以上の場合に選任

事業場(本社、支店、工場等を一つの単位として)ごとに選任する

### 【選任数及び専属要件】

1人以上の選任、事業場専属の者

### 【選任期限及び報告】

選任事由が発生した日から14日以内に選任し、遅滞なく所轄労働基準監督署長へ報告

### 【選任資格】

厚生労働大臣が定める研修を修了した者であって、大学または高等専門学校における理科系の過程を卒業し、その後2年以上産業安全の実務に従事した経験を有する者

## 衛生管理者

### 【職務内容】

労働災害の防止、危害防止基準の確立  
責任体制の明確化

自主的活動の促進 等

### 【選任要件】

全業種 常時使用する労働者が50人以上の場合に選任

安藤社会保険労務士事務所

事業場（本社、支店、工場等を一つの単位として）ごとに選任する。

【選任数及び専属要件】

1人以上の選任（事業場規模により選任数は増員あり） 事業場専属の者

【選任期限及び報告】

安全管理者と同様

【選任資格】

第一種または第二種衛生管理者の免許を受けた者

衛生工学衛生管理者の免許を受けた者

医師、歯科医師

労働衛生コンサルタントなど

### 安全衛生推進者

【職務内容】

労働者の危険または健康障害を防止するための措置

労働者の安全衛生教育

健康診断の実施など健康保持増進のための措置

労働災害の原因の調査、再発防止対策等

【選任要件】

林業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む）、各種商品卸売業、各種商品小売業等 常時使用する労働者が10人～49人の場合に選任

事業場（本社、支店、工場等を一つの単位として）ごとに選任する。

【選任数及び専属要件】

1人選任、事業場専属の者

労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等のうちから選任するときは専属要件不要

【選任期限及び周知】

選任事由が発生した日から14日以内に選任し、その氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知

【選任資格】

大学または高等専門学校を卒業し、その後1年以上安全衛生の実務に従事した者

5年以上安全衛生の実務に従事した者

厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了した者 等

### 衛生推進者

【職務内容】安全衛生推進者の業務のうち、衛生に関する業務

【選任要件】

安全衛生推進者の選任業種に該当しない業種 常時使用する労働者が10人～49人の場合に選任

【選任数及び専属要件】

安全衛生推進者と同様

【選任期限及び周知】安全衛生推進者と同様

【選任資格】安全衛生推進者と同様

### 産業医

【職務内容】

健康診断、面接指導等の実施およびその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置、作業環境の維持管理、作業の管理等労働者の健康管理

健康教育、健康相談

労働衛生教育

労働者の健康障害の原因調査および再発防止のための措置 等

少なくとも月1回作業場等を巡視する

【選任要件】

全ての業種 常時使用する労働者が50人以上の場合に選任

【選任数及び専属要件】

1人以上の選任（規模による選任数及び専属要件あり）

【選任期限及び報告】

選任事由が発生した日から14日以内に選任し、遅滞なく所轄労働基準監督署長へ報告

以上、代表的なスタッフの種類を挙げましたが、この他にも安全衛生に関する社内調査機関として、安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会もあります。また設置、選任要件等に関しては業種、規模、資格の有無などによって該当非該当のケースがあります。

最後に、労働災害の防止について企業責任を全うするためには、何よりも経営者が安全衛生を自らの問題として認識し、率先してこれに取り組むことが必要不可欠となります。本稿をきっかけに、社内の安全衛生管理体制について見直していただければ幸いです。

安藤

### 事務所スタッフより

3月は寒い日が多く、あまり春が近いと感じられませんでした。やっと暖かく春らしい季節が到来しました。

やはり春といえば「桜」をイメージする方も多いと思いますが、季語で花は「桜」を指すほど昔から日本人に愛されている花のようです。

全国には、たくさんの素晴らしい桜の名所があります。今回は、その中から青森県の弘前公園で開催される「弘前さくらまつり」をご紹介します。

弘前市にある「桜の古城」弘前公園の桜は、1715年に京都から25本の桜を取り寄せた事が始まりです。その後、明治時代に2,000本が植栽され、市民の寄付等により現在では、ソメイヨシノ、シダレザクラ、八重桜など約50種類、2,600本の桜が植えられています。

毎年、有機肥料を与え、土を柔らかくしたり、りんごの管理技術（本来、桜の枝は切つてはいけいとされていましたが、枯れた枝を切り落とす事により、新しい枝が生え、逆に桜が元気になるのだそうです。）を活用した手入れにより、木が若返りはじめ、長寿で元気な桜の木が数多く存在します。

特徴としては、一つの芽からいくつもの花が咲き密度が高く、もこもことしたブドウのような花が付きま



2,600本の桜が満開になった公園内の見どころはたくさんありますが、一番のおすすめは夜の公園です。ライトアップされた園内の桜はとてもきれいです。

城のお濠の水面に映る夜桜は、天地が分からなくなるほどで、思わず息を飲む美しさです。また、昼の明るい公園では別のお堀の周りが桜のトンネルのように頭を覆い、その中を手漕ぎボートで通り抜けたり、桜が散った遊歩道では、ピンク色の絨毯の上を歩いているような感覚になります。

花より団子派の方は、出店や食堂で美味しい名物を食べ歩いたり、昔ながらの見世物小屋、お化け屋敷、津軽民謡大会など、様々な催し物で楽しむのも良いと思います。

最近では、昭和にタイムスリップしたような、レトロな看板が特徴の食堂もあり、記念写真のスポットにもなっているようです。

長かった冬が終わり、これから気候の良い春を迎え、「待ってました！」と言わんばかりにあちらこちらの桜の下でお弁当を広げたり、宴会が始まります。

今年は雪が多かった為  
例年より遅い開花だという事



満開は4月30日頃だそうで、  
ゴールデンウィーク期間中に見ごろを迎えられそうです。(開催期間：4/23~5/5)

気軽に行ける距離ではないですが、機会がありましたら是非、日本一の桜の名所に足を運んでみてはいかがでしょうか。

清司(せいじ)

〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町3-13-3  
第2ヒロタビル4階

**安藤社会保険労務士事務所**

TEL03-6206-2320 FAX03-6206-2321

URL <http://www.ando-sr.jp/>

e-mail [ando@ando-sr.jp](mailto:ando@ando-sr.jp)

どうぞお気軽にお問い合わせください

安藤社会保険労務士事務所